

# 予約保証制度

## のご案内

予約保証制度とは、中小企業のみなさまの将来の資金需要に応え、迅速な資金調達を支援することを目的とし創設された制度で、あらかじめ金融機関及び信用保証協会の審査を受け、保証付き融資を予約することができる制度です。

なお、予約保証制度にてお申込みいただき、保証決定となっても、実際に借入が発生しなければ、信用保証料のご負担はありません。

### ⚠️ 保証対象となる方

次のすべての要件に該当する中小企業者。

- ①同一事業の業歴が3年以上あること
- ②申込み金融機関との与信取引が1年以上あること
- ③信用保証料率カテゴリが2～9であること

※損益計算書・貸借対照表を作成していない企業等は対象外となります。

信用保証料率は、確定申告書(損益計算書・貸借対照表)をもとに、CRDデータ(中小企業信用リスクデータベース)により9区分に判定されます。個人事業者の方で貸借対照表を作成していない方等はCRDデータによる判定の対象となりませんので、本制度をご利用になれません。

### ⚠️ 信用保証料率について

本制度では、通常より1区分高い信用保証料率が適用されます。

### ⚠️ 貸付中止事由について

保証決定後、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、貸付を中止します。

- ①茨城県内で事業を行わなくなったとき
- ②延滞が発生したとき
- ③事故報告提出事由が発生したとき
- ④金融機関が貸付中止を判断し、信用保証協会に申入れをしたとき
- ⑤信用保証協会が金融機関に申入れをしたとき



## 予約保証制度の概要

資格要件	1.同一事業の業歴3年以上 2.申込金融機関との与信取引1年以上 3.信用保証料率カテゴリ2～9の企業 4.損益計算書・貸借対照表を作成していない企業等は対象外																														
貸付限度額	2,000万円 ※小口零細企業保証制度を利用する場合は500万円まで																														
対象資金	事業資金																														
予約期間	信用保証書の有効期間を365日とする																														
貸付形式	証書貸付																														
保証期間	5年以内 ※小口零細企業保証制度を利用する場合は、運転資金10年、設備資金15年以内																														
返済方法	原則として均等分割返済																														
貸付利率	金融機関所定																														
保証料率	0.60%～1.90% (予約時の信用力に対応した保証料率よりも1区分高い料率を適用する)																														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>予約保証</td> <td>—</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	通常の料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	予約保証	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60
	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					
	通常の料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																					
	予約保証	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60																					
	※小口零細企業保証制度を利用する場合は、0.70%～2.20%																														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の料率</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>予約保証</td> <td>—</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	通常の料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	予約保証	—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
通常の料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																						
予約保証	—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70																						
担保・保証人	(担保) 必要に応じ徴求 (保証人) 原則、法人代表者以外不要																														
貸付中止事由	1.茨城県内で事業を行わなくなったとき 2.延滞が発生したとき 3.事故報告提出事由が発生したとき 4.金融機関が貸付中止を判断し、協会に申入れをしたとき 5.協会が金融機関に申入れをしたとき																														

予約保証～  
備えあれば、  
うれい無し



## 茨城県信用保証協会

本店 保証課 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内 TEL029-224-7812  
土浦支店 保証課 土浦市中央2-2-28 TEL029-826-7812

<http://www.icgc.or.jp/>